

報道各位

新潟市環境対策課  
新潟市保健所環境衛生課

## 南区月潟地内における土壌汚染について（お知らせ）

南区月潟地内の事業場跡地で、土地の所有者が実施した土壌調査（土壌汚染対策法第3条第1項に規定するもの。）の結果、有害物質である「鉛及びその化合物」が基準値を超えて検出された旨、令和6年1月11日付けで新潟市環境対策課に届出がありました。

調査結果の概要及び対応は次のとおりです。

## 記

## 1 概要

- 調査地点：新潟市南区月潟地内の事業場跡地
- 報告日：令和6年1月11日
- 基準値超過状況（鉛及びその化合物）

調査項目	調査結果	基準値
土壌溶出量	0.11～0.21 mg/L	0.01 mg/L 以下
土壌含有量	180～310 mg/kg	150 mg/kg 以下

## 2 対応

- 土地の所有者に対し、飛散防止対策を講ずるよう指導します。
- 周辺井戸の設置状況を調査し、井戸が確認できた場合は地下水調査を実施します。
- 周辺住民の方には、水道水等を利用するよう指導します。

(参考)

## ○ 土壌溶出量基準

地下水等経由の摂取リスク（土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にするによるリスク）を考慮した基準。

## ○ 土壌含有量基準

直接摂取リスク（有害物質を含む土壌を口や肌等から直接摂取することによるリスク）を考慮した基準。

## ○ 鉛

- 健康への影響：疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。
- 用途：鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、電線被覆、顔料、銃弾、プラスチック安定化剤等。

本件についてのお問合せ先（17：30 まで）

## 【全般について】

新潟市環境対策課水環境グループ 担当：岡村（直通）025-226-1371

## 【飲用井戸関係について】

新潟市保健所環境衛生課環境衛生係 担当：齋藤（直通）025-212-8266